

備品貸し出し規約

(趣旨)

第1条 この規則は、真田の郷まちづくり推進会議(以下「本会」という。)の備品の利用に関する必要な事項を定めるものである。

(備品の利用目的)

第2条 本会の備品を利用する資格のある者は、本会の規約第2条「真田地域の住民が主体的に組織し、地域課題の自主的な解決や地域の個性や特性を生かし、誰もがいきいきと暮らせる魅力あるまちづくりを推進することを目的とする」に基づき、本会の活動並びに目的達成のために使用する。

2 本会の規約に基づく利用目的は下記の通りである。

- (1)まちづくり計画の策定に関する事業。
- (2)地域内外の市民交流に関する事業。
- (3)自然環境の保全に関する事業
- (4)交通対策に関する事業
- (5)防災、防犯、交通安全に関する事業
- (6)農林業の振興に関する事業
- (7)商工観光業の振興に関する事業
- (8)特産品の振興に関する事業
- (9)健康づくり、スポーツ振興に関する事業
- (10)児童、高齢者、障がい者福祉に関する事業
- (11)子育て支援、教育に関する事業
- (12)青少年健全育成に関する事業
- (13)歴史、文化に関する事業
- (14)広報、情報収集、情報発信に関する事業
- (15)その他、目的達成に必要な事業

(備品利用許可)

第3条 本会の備品を利用したい者は、日時、使用目的等を申し出て、会長の許可を得なければならない。

2 備品の利用ができる者は次の通りとする。

本会の規約第4条(会員)の者とするが、個人・企業等の場合には目的・状況等によりその都度判断する。

3 利用は公共目的の場合は無料とする。営利目的の場合は有料とする。

第4条 以下に該当する場合は利用対象外とする。もしくは利用目的や利用実態がそぐわないと判明した場合、たとえ利用中であっても利用を中止する。

- (1)暴力団、もしくは利用者の中に暴力団との繋がりがある者
- (2)政治活動、宗教活動を目的とする者

(使用者の義務)

第5条 前条の許可を受けた者は、利用に際しては、適切に取り扱わなければならない。

2 本会の備品を利用した者は、決められた日時に元の状態で返却しなければならない。

(許可の取り消し、使用の中止)

第6条 会長は使用者が前条の規則に違反したときは、第3条の許可を取り消したまたは利用を中止させることができる。

(利用者の損害賠償)

第7条 備品の利用における事故等に関しては、当会は責任を負わないものとする

第8条 利用者が当会に損害を与えた場合は、利用者が賠償をする。

付 則

この規則は、平成30年7月24日から施行する。

【申請の流れ】

- ①借用希望者から「備品借用申請書」を提出してもらう。
- ②「備品借用申請書」を審査する。
- ③事務局で判断できない場合は、会長審査を行う。
- ④「貸し出しの決定、不決定」を行う。
- ⑤貸し出し。